

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月から○年○月までの間のうち、船舶修理等の石綿ばく露作業に約11年間従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、A医療機関に受診し、病理検査の結果、同月○日を症状確認日として「原発性肺がん（腺扁平上皮がん）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長は本件疾病を業務上の事由によるものであると認めた上で、請求人が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入していた○年○月から同年○月までの間の作業を最終石綿ばく露作業であるとし、給付基礎日額を特別加入時の○円として、これを支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことにつき、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者であると認められ、その給付基礎日額が〇円を超えるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

請求人は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、労災保険に特別加入していることが認められるところ、請求人は、同期間は会社の労働者であり、特別加入での労災保険契約は無効であると主張している。

そこで、当審査会において、改めて一件記録を精査すると、請求人は、同期間中である〇年〇月〇日に業務中の災害により負傷したとして、同年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付を、特別加入時に決定された給付基礎日額〇円をもって受給している。請求人は、同受給時には、労働者であった等の理由をもって不服を申し立ててはならず、これらの期間を通じて、請求人は、労働者ではなく特別加入者であることを自認していたものと考えられる。

当審査会では、念のため労働者であったとする請求人の主張も慎重に検討したが、決定書理由に説示のとおり、請求人の最終石綿ばく露作業は請求人が特別加入していた期間の作業であるとみることが相当であり、給付基礎日額は同加入時に決定された〇円となるものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。